

業 務 委 託 契 約 書

秋田県知事 鈴木 健太（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、令和8年度特別天然記念物カモシカ北奥羽山系保護地域特別調査業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、令和8年度特別天然記念物カモシカ北奥羽山系保護地域特別調査業務（以下「業務」という。）を乙に発注し、乙はこれを受注するものとする。

2 業務の内容は別添仕様書によるものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による期間は、契約締結の日から令和9年3月25日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は金 円とする。

（消費税額及び地方消費税額 円を含む。）

2 乙は、委託業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書を甲に提出し、検査を受けなければならない。

3 甲は、乙から前項による届出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

4 乙は、前項の規定による検査に合格したときは、甲の定める手続きに従って、委託料の支払を請求するものとする。

5 甲は、乙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を秋田県財務規則第178条第3号により免除する。

※ 免除の場合

（委託業務の実施方法）

第5条 乙は、別添仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、業務を実施するものとする。

（委託内容の変更）

第6条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、期限又は契約金額を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して書面によりこれを定める。

（納入及び検査）

第7条 乙は、業務が完了したときは、完了報告書を添付し、甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立ち会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、乙はすみやかに甲に目的物を引き渡さなければならない。

3 乙が、前項の検査に立ち会わないときは、甲は検査を行い、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

- 4 甲は納入物品の検査において、手直し又は交換させる必要があるときは、その翌日から再検査に合格した日までの日数を遅延日数として履行遅滞違約金を徴収する。この場合において、第9条の規定を準用する。

(納入期限の延長)

第8条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力による理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。

(2) 乙の責に帰する理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、乙は甲に対し遅滞なくその理由を付した書面により、納入期限内にその延長を求めなければならない。

3 納入期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第9条 甲が、前条第1項第2号の規定により、納入期限の延長を承認したときは、乙は、委託料に対して、延長日数に応じ年3.0%の割合を乗じて計算した金額を遅延金として甲に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(調査等)

第11条 甲は、乙の業務の実施状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は判定業務の実施に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、業務の実施を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(解除等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の業務の実施が不相当と思われる相当の理由があるとき。

(3) 乙がこの契約を履行することができないと思われる相当の理由があるとき。

(4) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き。

- 2 前項第1号の規定によりこの契約が解除されたとき、乙に、相当の損害賠償を請求できる。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は甲に、その損失の補償を請求することができない。

(賠償金)

第14条 乙は、この契約に関して、前条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

(契約費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(信義則)

第16条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年7月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 鈴木 健 太

乙